



令和6年9月1日発行

あれ？「国民生活センター」からハガキが届いたよ ～それ「ホンモノ」？ それとも「ニセモノ」？～

事例1

国民生活センターの職員を名乗る者から電話があり、「大手通販サイトに個人情報が出ています。こちらから削除依頼ができる」と言われたので削除を依頼した。
国民生活センターでは、本当にこのようなことをしているのか。

個人情報



このほか、「消費者問題確認通知」というハガキが来る場合もあります。

※実際に届いたハガキ

事例2

国民生活センターと似た名前のところから「紛争問題確認通知」というハガキが届いた。
訴訟になるということが書かれているが、本当か。

訴状



紛争問題確認通知

令和6年 記号番号 (■) ■■■■

この度ご通知致しましたのは、貴方が契約者として登録されている当該会社への未納料金（契約不履行）に対して管轄裁判所が訴状申請を受理された事をここに通知致します。

訴訟内容や取り下げについてのご相談は担当職員が詳細をお調べ致しますので記号番号をお伝え下さい。

回線が混み合う事がありますので予めご了承下さい。

尚、このままご連絡無き場合、管轄裁判所から口頭弁論呼出状送達後に出廷となります。又、記憶に無いからそのまま放置された方が執行官立会いのもと給料や財産の差押さえをされる事例が御座いましたので、十分ご注意ください。

※万が一身に覚えが無い場合、早急にご連絡をお願いします

相談窓口 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

03-■■■■■■■■■■

〒114-0024 東京都北区西ヶ原 ■■■■■■

国民生活相談センター

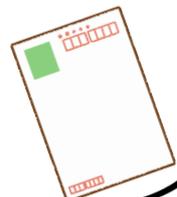
このような
電話や通知書は
対応せずに「無視」！

国民生活センターが...

- 『個人情報を削除してあげる』という電話をかける
- 『紛争問題確認通知』のようなハガキを送付する



それは「ニセモノ」です！



災害に便乗した 悪質商法にも注意!



大丈夫そうに見えますが
すぐに工事しないと、
危ないですよ。

保険金を使えば、タダで
修理ができますよ。

⚠️ ここに注意 ⚠️

- 急かされても、その場ですぐに契約しない
- 複数の事業者から見積もりを取る
- 保険を使う場合は、加入している保険会社、または保険代理店にまず相談する



【豪雨災害被災者向け電話法律相談】

無料

TEL 023-635-3648

受付時間: 9:00~17:00(平日のみ)
実施期間: 9月30日(月)まで

【相談方法】

電話でご相談を受付した後、数日以内に相談担当者から折り返しの電話が入ります



ご利用
ください!



《ご相談内容の例》

被災した方の・・・

- 住宅ローン等の取り扱い
- 近隣関係のトラブル
- 修理業者や保険会社とのトラブル
- 罹災証明書の認定内容・再調査
- 各種補助金等の適用の有無

「消費生活出前講座」を利用してみませんか?

- ◆ 最新の悪質商法について
- ◆ 契約トラブル等の相談事例紹介
- ◆ トラブルへの対処法など

※まずは、お電話でお申し込みください

費用は
無料です



講師が各地域に向いて、消費生活に関する知識を、わかりやすくお伝えします。

最上消費生活センター

〒996-0002

新庄市金沢字大道上 2034(最上総合支庁1階)

【相談受付】 9:00~17:00

(土日祝日・年末年始除く)

【電話番号】 0233-29-1370

「188」で最寄りの消費生活センターにつながります

9月・10月の無料法律相談

- 期日: 9月10日(火) 10月8日(火)
- 時間: 13:30~15:30
- 場所: 最上総合支庁
- 相談時間: お一人様30分となります

弁護士による専門的なアドバイスが、無料で受けられます。
事前予約が必要ですので、当センターまでお問い合わせください。

